

藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン

《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画後期計画（事務事業編）》

令和8年10月

藤 枝 市

<目 次>

はじめに	1
第1章 基本的事項	2
1 目的	2
2 計画期間	2
3 対象とする環境負荷	2
4 対象範囲	3
5 位置づけ	3
第2章 現 状	4
1 温室効果ガス排出状況	4
2 エネルギー使用量の状況	5
3 廃棄物排出量の状況	5
4 水の使用量、用紙購入量、コピー枚数の状況	5
第3章 目 標	6
1 温室効果ガス排出量削減目標	6
2 エネルギー消費量削減目標	6
3 廃棄物排出量削減目標	6
4 水使用量、用紙購入量及びコピー枚数削減目標	6
第4章 目標達成に向けた個別取組の継続と推進	7
1 エコアクション21による環境マネジメントの展開	7
2 公共施設の戦略的な省エネルギー化の推進	7
3 DXの推進に基づく環境負荷の低減	9
4 個別取組の継続と推進	10
第5章 計画の推進	17
1 推進体制	17
2 進行管理	18
3 公表	19

はじめに

今日の環境問題は、産業型の公害のように独立して存在するものではなく、例えば、少子高齢化・人口減少社会により耕作放棄地が増加し、生物多様性の損失及び生態系サービスの劣化につながるなど、経済的・社会的な問題と相互に密接に関連し、多様化・複雑化してきています。

このような問題を解決するためには、2015（平成 27）年の国連サミットで掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方にに基づき、誰一人取り残さない社会へ向けて、経済・社会・環境に係る諸課題を統合的に解決していくことが重要となり、持続可能な社会の形成へ向けて計画的に進めていかなければなりません。

本市においては、2020（令和 2）年度に策定した「第 6 次藤枝市総合計画」において、4 K（健康・教育・環境・危機管理）施策と「コンパクト＋ネットワーク」のまちづくりに ICT（情報通信技術）を掛け合わせるにより「力強い経済」、「安全・安心な社会」、「優しい環境」の三方良しの持続可能なまちづくりを推進し、多領域での政策目標「藤枝版ローカル SDGs」を掲げて、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。

また、環境分野においては、2001（平成 13）年度に「藤枝市環境基本計画」を策定、2009（平成 21）年度に“もったいない”都市宣言、2021（令和 3）年度には「ゼロカーボンシティ」を表明、2024（令和 6）年度には「デコ活宣言」を行い、本市の環境を将来に引き継いでいくため、持続可能な脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の形成へ向けて市民・事業者・行政の協働のもとに環境活動を行ってきました。

このような状況の中、本市は、行政機関であるとともに市内の大規模事業所のひとつとして、市内事業者の模範となるべく自ら率先して環境活動に取り組んでいます。

脱炭素の取組としては、2001（平成 13）年度から「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」に基づく、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、温室効果ガスの削減を推進するとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づく特定事業者として、年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位の削減に努めています。

また、その他の環境負荷低減の取組として、2008（平成 20）年度から市役所本庁舎を対象として、環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を取得し、2012（平成 24）年度からは総合病院及び指定管理施設を除いた全ての公共施設を対象として認証を取得し、エネルギー使用量、廃棄物排出量、水使用量の削減及び環境関連法規の遵守に努めています。これらの取組は、それぞれに密接な関わりを持つことから、より一体的かつ計画的に進めるため、2015（平成 27）年度からは「藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン」として、地方公共団体実行計画（事務事業編）を含めて、環境負荷の低減を図るとともに環境関連法規の遵守に努めることとしています。

本計画では、今まで策定された藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン及び地方公共団体実行計画（事務事業編）の流れを受けつつ、さらに発展させ、事業所として環境行動を推進していく方向性を示します。



藤枝版ローカル SDGs のロゴマーク

第1章 基本的事項

1 目的

本市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量、エネルギー消費量、廃棄物排出量、水使用量の削減を図るなど、行政が率先して環境負荷低減対策を推進し、市内の事業者や市民の環境保全に向けた主体的な取組を促進することを目的とします。

2 計画期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

3 対象とする環境負荷

（1）温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガスのうち、本市の事務事業に伴う排出がない、または、あっても排出量が極めて少なく算定が容易ではない温室効果ガスを除いた、下表の4種類の温室効果ガスを対象とします。

種 類	主 な 特 徴
二酸化炭素(CO2)	電気・燃料使用等から発生
メタン(CH4)	燃料の燃焼・下水処理等から発生
一酸化二窒素(N2O)	燃料の燃焼や麻酔剤等から発生
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンや冷蔵庫に冷媒として使用

（2）エネルギー消費量

電気、プロパンガス、都市ガス、ガソリン、軽油、灯油、A重油を対象とします。

（3）廃棄物排出量

燃やすごみ、プラスチック、新聞紙、新聞紙以外の紙類、その他資源・不燃ごみを対象とします。

（4）その他環境負荷項目

水使用量、下水道使用量、コピー枚数、印刷用紙購入量を対象とします。

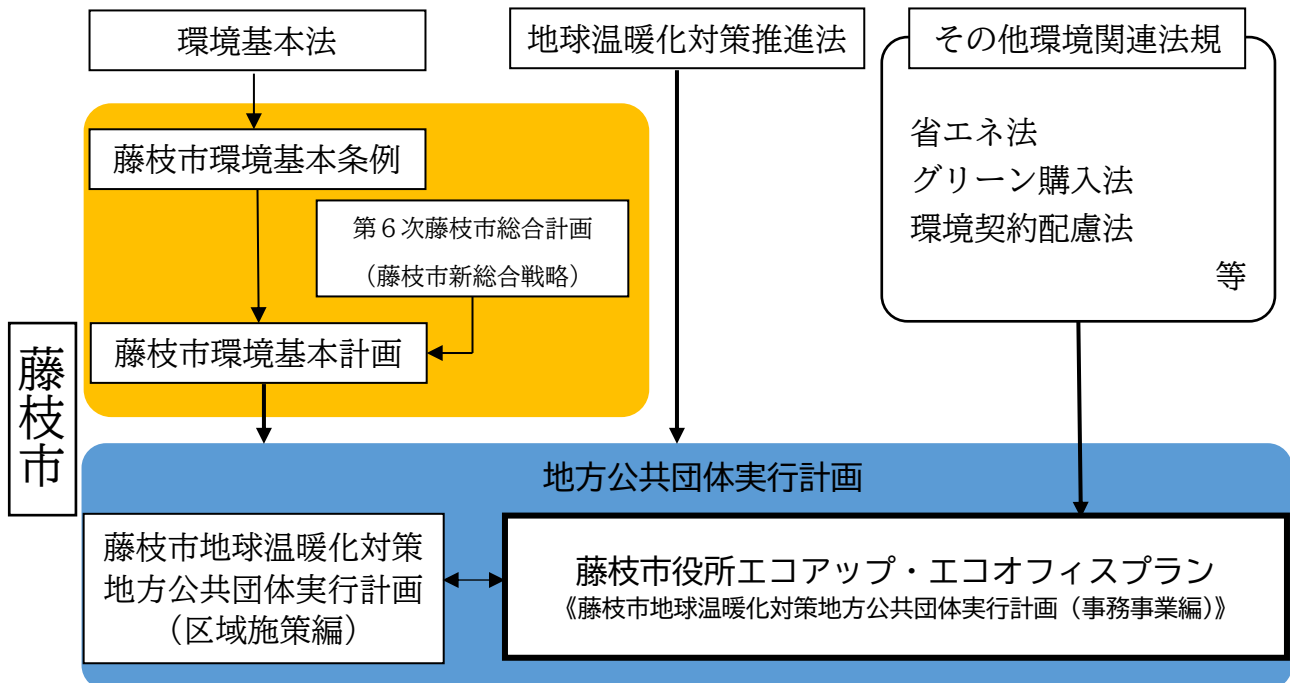
4 対象範囲

本市が直接行う全ての事務事業を対象とします。

また、指定管理者制度の適用施設における事務事業については、本計画に準じて指定管理者への協力を要請するとともに、指定管理者における温室効果ガス、エネルギー消費量についても進行管理において把握、評価します。

5 位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）及び、その他環境関連法規の遵守に必要な対策を実行するための計画として、以下のとおり策定します。



本計画の位置づけ

第2章 現 状

1 温室効果ガス排出状況

2013（平成 25）年度及び 2025（令和 7）年度の本市の事務事業による温室効果ガス排出量は下表のとおりです。

（１）温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)

温室効果ガスの種類	2013 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2025 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
二酸化炭素(CO2)	19,575.9	97.4	16,533.5	97.2	－15.5
メタン(CH4)	171.4	0.9	194.4	1.1	＋13.4
一酸化二窒素(N2O)	357.6	1.8	281.6	1.7	－21.3
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	3.4	0.0	3.1	0.0	－8.8
総排出量	20,108.2		17,012.7		－15.4

（２）部門別排出量(二酸化炭素換算)

区 分	2013 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2025 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
一般事務	3,863.6	19.2	2,896.1	17.0	－25.0
上水道	3,008.6	15.0	2,308.3	13.6	－23.3
下水道	2,590.4	12.9	1,975.8	11.6	－23.7
学校	1,390.5	6.9	1,428.8	8.4	＋2.8
消防団	13.1	0.1	10.7	0.1	－18.3
病院	6,732.0	33.5	6,212.1	36.5	－7.7
指定管理	2,509.9	12.5	2,180.9	12.8	－13.1
総排出量	20,108.2		17,012.7		－15.4

（３）排出源別排出量(二酸化炭素換算)

区 分	2013 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	2025 年度 排出量 (t-CO2)	構成比 (%)	増減率 (%)
電気	14,932.3	74.3	11,882.3	69.8	－20.4
都市ガス・プロパンガス	2,931.3	14.6	3,492.2	20.5	＋11.9
その他の燃料	1,319.6	6.6	816.5	4.8	－38.1
公用車	410.8	2.0	359.6	2.1	－12.5
下水処理	514.3	2.6	462.1	2.7	－10.1
総排出量	20,108.2		17,012.7		－15.4

※各表の値は端数処理を行っているため、合計が一致しない場合があります。

2 エネルギー使用量の状況

2025（令和7）年度の本市の事務事業におけるエネルギー使用量は下表のとおりです。
エネルギー消費量（原油換算）

区 分	市長部局 (kl)	教育委員会 (kl)	市立病院 (kl)
電気	3,439.2	831.1	2,173.9
プロパンガス	214.5	8.8	0.0
都市ガス	316.2	210.6	1,155.2
ガソリン	53.9	4.0	4.9
軽油	52.5	13.6	4.0
灯油	52.0	0.3	0.0
A重油	0.1	246.9	0.0
計	4,128.5	1,315.4	3,338.0

3 廃棄物排出量の状況

2025（令和7）年度の本市の事務事業における廃棄物排出量は下表のとおりです。

区 分	廃棄物排出量 (kg)	構成比 (%)
可燃ごみ	296,721.2	50.1
廃プラスチック	84,742.5	14.3
新聞紙	5,801.0	1.0
新聞紙以外の紙類	110,938.9	18.7
資源・不燃ごみ	94,482.7	15.9
計	592,686.3	100.0

4 水の使用量、用紙購入量、コピー枚数の状況

2025（令和7）年度の本市の事務事業における水の使用量、用紙購入量及びコピー枚数は下表のとおりです。

区 分	数 量
水の使用量（m ³ ）	395,902
用紙購入量（枚）	28,364,774
コピー枚数（枚）	8,467,501

第3章 目 標

1 温室効果ガス排出量削減目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を、2030（令和 12）年度までに、2013（平成 25）年度比で 50%以上削減します。

2013 年度	2030 年度
基準値	目標値
20,108.2 t-CO2	10,054.1 t-CO2

2 エネルギー消費量削減目標

本市の事務事業に伴うエネルギー消費量（原油換算）を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減します。

2020 年度	2030 年度
基準値	目標値
8,450 kl	7,605 kl

3 廃棄物排出量削減目標

本市の事務事業に伴う廃棄物（燃やすごみ、プラスチック、新聞紙、新聞紙以外の紙類、その他資源・不燃ごみ）排出量を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減します。

2020 年度	2030 年度
基準値	目標値
622,335 kg	560,102 kg

4 水使用量、用紙購入量及びコピー枚数削減目標

本市の事務事業に伴う水使用量を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 10%以上削減、用紙購入量を、2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 15%以上削減、コピー枚数を 2030（令和 12）年度までに、2020（令和 2）年度比で 25%以上削減します。

区分	2020 年度	2030 年度
	基準値	目標値
水使用量	342,649 m ³	308,384 m ³
用紙購入量	31,674,003 枚	26,922,903 枚
コピー枚数	10,746,864 枚	8,060,148 枚

第4章 目標達成に向けた個別取組の継続と推進

1 エコアクション21による環境マネジメントの展開

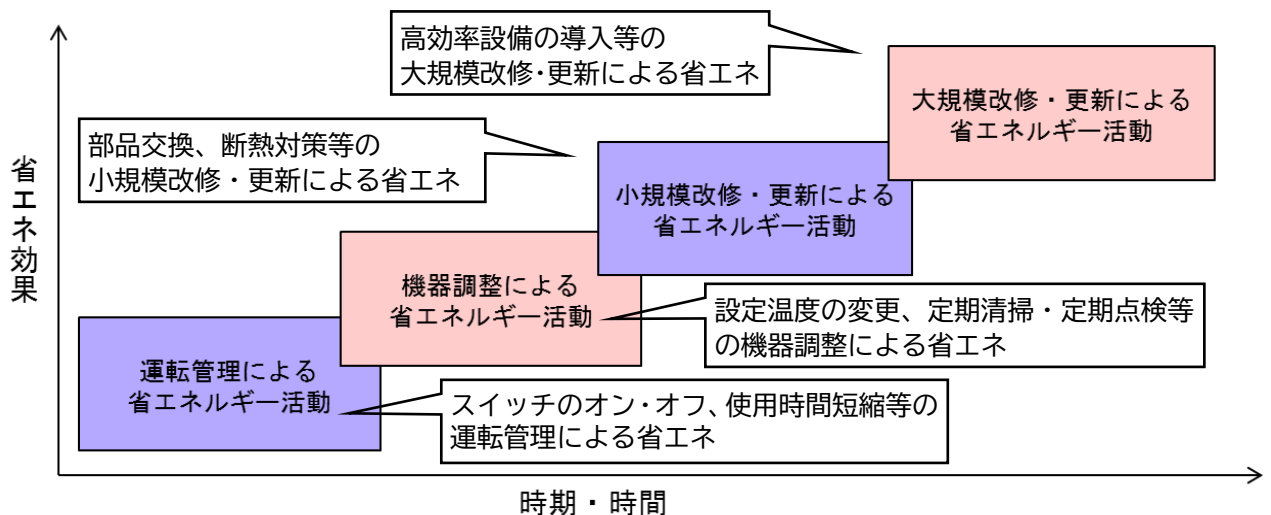
総合病院及び指定管理施設を除く全ての公共施設において、エコアクション21のマネジメントを実施し、より効率的・効果的な環境負荷の軽減に努めます。

総合病院及び指定管理施設については本計画に準じて環境負荷軽減の取組への協力を求めます。

2 公共施設の戦略的な省エネルギー化の推進

(1) 段階を踏んだ省エネルギー化の推進

エネルギー使用設備は運転管理、機器調整、改修・更新等の段階を踏んだ省エネルギー化を推進します。

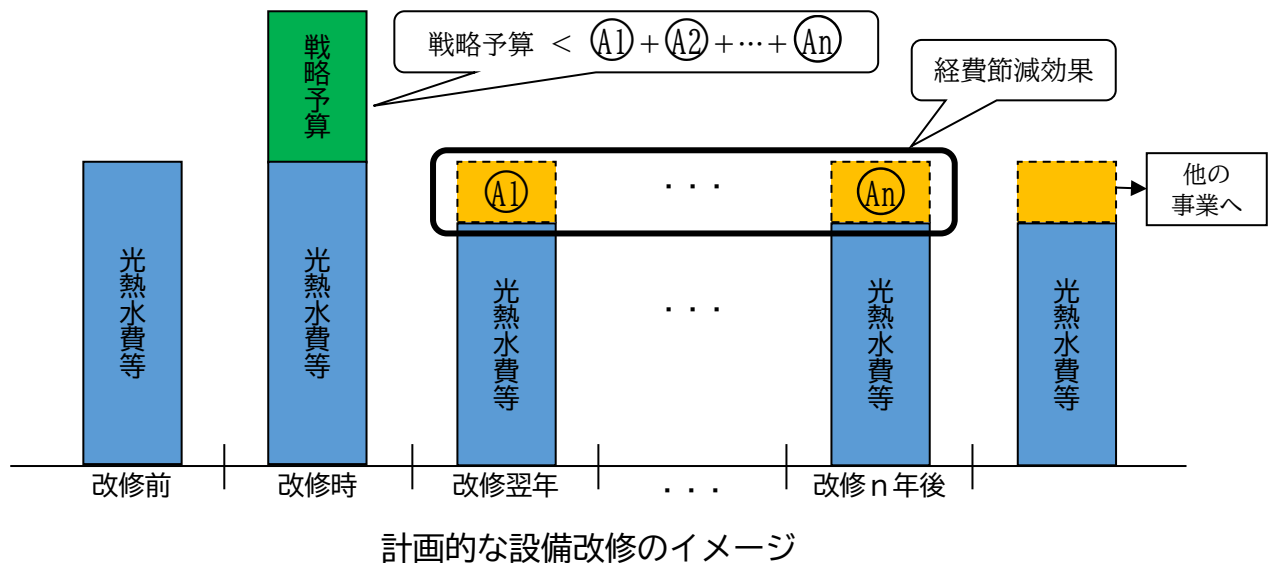


段階を踏んだ省エネルギー化のイメージ

(2) 公共施設マネジメントに即した計画的な設備改修

設備機器は適切な維持管理により長寿命化に努めます。設備更新はアセットマネジメント基本方針と連携して適切な時期に実施します。

設備更新時には、国県補助金の活用及びリース事業、ESCO事業等の導入を検討して、初期投資を最小限に抑えた上で、今後の節減効果を含めた戦略予算等を活用して設備機器の改修を計画的に実施します。



(3) 公共施設照明のLED化の推進

主要公共施設では、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて脱炭素化推進事業債を活用してLED化を完了しました。

2030（令和12）年度までに更新予定の施設等を除いた全ての施設でLED化率100%を目指します。

公共施設の照明をLED化することで電気消費量の低減と二酸化炭素(CO₂)の削減を図り、低コストな施設運営と脱炭素化に配慮したグリーンな施設環境を実現します。

(4) 太陽光発電・蓄電池の導入

市内の公共施設では、屋根貸し事業などにより、25施設で太陽光発電設備、9施設で蓄電池を設置しています。

2030（令和12）年度までに設置可能な建築物の50%以上に太陽光発電設備を設置し、あわせて蓄電池の設置を促進することを目指します。

(5) 建築物における省エネルギー対策の徹底

2030（令和12）年度までに建築物の新築、建替においてZEB Ready以上を目指します。

(6) 再生可能エネルギー等の脱炭素効果のあるエネルギー調達の推進

再生可能エネルギー比率の高い電力の調達のほか、カーボン・オフセット都市ガスなどの環境価値を活用したエネルギーの導入や非化石証書の活用により、実質的な温室効果ガス排出量の削減に努めます。

(7) 電動車の導入

公用車の新規導入・更新については代替可能な電動車がない場合を除き、電動車を導入するよう努めます。

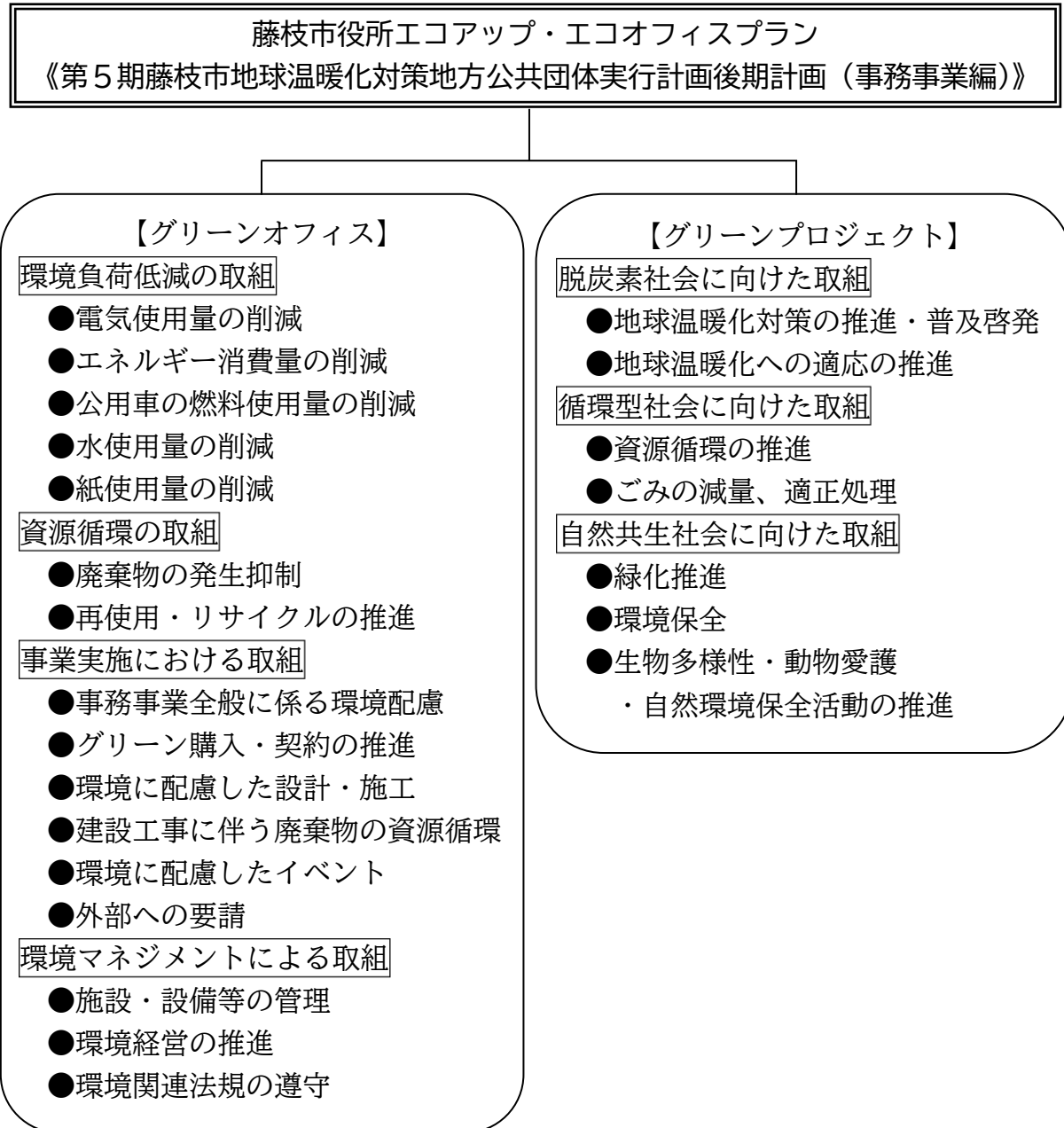
3 DX の推進に基づく環境負荷の低減

「市民」「まち」「市役所」の3領域におけるDX推進のさらなる深化により、デジタル技術を最大限活用し、新たな価値の創出を通じて、脱炭素化や省エネルギー化、省資源化の実現を目指します。

本市の事務事業においては、デジタル技術を活用し、テレワークやペーパーレス化、行政手続のオンライン化の推進、生成AI等やデータの利活用等により、環境負荷の低減、資源生産性の向上を図るとともに、地域の環境負荷についてICTを活用したデータ収集とオープンデータ化の推進により、環境面での効果を“見える化”します。また、地元企業等への地域DXの促進支援により、地域で一体となった環境負荷の低減に努めます。

4 個別取組の継続と推進

本市の事務事業からの環境負荷を低減させるための取組を【グリーンオフィス】、地域の環境の保全・創造に向けた取組を【グリーンプロジェクト】と区分し、削減目標の達成に向けて、各部署においてそれぞれ取組を継続して実践します。



個別取組の分類

(1) グリーンオフィス

環境負荷低減の取組

●電気使用量の削減

- ・自然光を有効利用し、必要最低限の照明の使用に努めます。
- ・トイレや会議室等は、未使用時に消灯します。
- ・昼休み等の市民窓口業務に支障の無い範囲で、不要な照明は消灯します。
- ・時間外勤務の際には、必要最低限の照明のみ使用します。
- ・OA 機器等の電気製品の使用に当たっては、必要最低限の使用とし、使用しない時は主電源を切り、電源プラグをコンセントから抜きます。
- ・エレベーターや自動ドアの使用は極力控えます。

●エネルギー消費量の削減

- ・空調機器の使用時は、冷房時室温 28℃、暖房時室温 20℃を目安にします。
- ・空調機器の使用時は、ブラインドやカーテン等を工夫して使用し、断熱に努めます。
- ・常に空調機器の使用状況を把握し、光熱費の節約に努めます。
- ・給湯機器を長時間使用しない場合は、電源を切ります。

●公用車の燃料使用量の削減

- ・近距離の移動は、公用自転車や徒歩で移動します。
- ・出張時は費用対効果を勘案し、可能な限り公共交通機関を利用します。
- ・車の運転では、常にエコドライブを実践します。
- ・車の運転時に不要な荷物は車に載せません。
- ・タイヤの空気圧などの点検・整備を徹底します。
- ・毎月の燃料消費量、走行距離等を記録整理し、適正な運行管理に努めます。

●水使用量の削減

- ・常に節水を心掛けます。
- ・水道の水圧調整や節水コマ等の節水器具を活用して節水に努めます。
- ・水使用量を把握して、適正な水の使用と漏水の早期発見・修繕に努めます。

●紙使用量の削減

- ・会議資料の簡素化、ペーパーレス化に努めます。
- ・印刷用紙の使用は両面印刷を原則とし、可能な範囲で2 アップ機能を使用します。
- ・冊子やパンフレット等は、必要に応じた部数を印刷します。
- ・ミスプリント防止のため、印刷内容や枚数は事前に確認してから印刷します。
- ・広報、情報発信については、可能な限り広報誌に掲載し、配布物を削減するとともに SNS 等のデジタルサービスを活用します。
- ・コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押して、ミスコピー防止に努めます。
- ・外部への通知等は電子メールを基本とし、紙の使用を抑制します。

- ・文書の電子化や電子決裁の導入により、ペーパーレス化に努めます。

資源循環の取組

●廃棄物の発生抑制

- ・物品の長期使用を心掛けます。
- ・マイバッグ・マイボトル・マイ箸・マイカップの使用を心掛けます。
- ・使い捨て製品は可能な限り使用を控えます。
- ・可能な限り詰め替え製品を使用し、容器等のごみを出さないように努めます。
- ・物品の購入・発注に際し、過剰包装にならないように依頼します。
- ・事業におけるプラスチック等の資源物の排出を抑制し、再資源化に努めます。
- ・廃棄物の発生量を把握し、廃棄物の減量・発生抑制に努めます。

●再使用・リサイクルの推進

- ・使用済み封筒の再使用に努めます。
- ・不要になった備品等は、可能な限り庁内において再使用します。
- ・ごみの排出時には、分別を徹底します。
- ・フロン類を含む製品の廃棄時には、適切な処理を行います。

事業実施における取組

●事務事業全般に係る環境配慮

- ・軽装執務を通年で実施します。
- ・「全庁統一@ホームの日」をはじめ、ノー残業デーの実施に努めます。
- ・チャレンジエコ通勤、ノーカーデーに積極的に参加するとともに、公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した通勤に努めます。
- ・移動や書類作成による環境負荷低減に資するため、可能な範囲でテレワークを実施します。
- ・ライトダウンキャンペーンに積極的に参加します。
- ・事業実施においては、常に環境負荷を考慮します。
- ・時差勤務を実施することで混雑時を避け、環境に配慮した通勤に努めます。

●グリーン購入・契約の推進

- ・藤枝市グリーン購入指針に基づき、環境へ配慮した製品の購入に努めます。
- ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、環境に配慮した契約を推進します。

●環境に配慮した設計・施工

- ・省エネルギー・省資源、施設の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の発生抑制など、環境に配慮した設計・施工に努めます。
- ・建築物の規模や構造等を考慮し、施設の新築・増改築および施設内の設備更新に際しては、省エネルギー設計や新エネルギーの導入に努めます。

- ・施設敷地内の透水性の確保、雨水浸透ますの設置、歩道等における透水性舗装の整備や雨水浸透工法等により、地下水の保全に努めます。
- ・工事では、低排出ガス・低騒音型等の環境に配慮した建設機械等を使用します。

●建設工事に伴う廃棄物の資源循環

- ・建設廃棄物について、発生抑制・再生利用・適正処理に努めます。
- ・特定建設資材廃棄物については、発生抑制・再使用・リサイクルを進めます。

●環境に配慮したイベント

- ・イベント時には、使い捨て容器等の使用を控え、ごみの分別を徹底し、廃棄物の発生抑制に努めます。
- ・エネルギー使用は必要最低限とし、可能な限り省エネルギー型機器を利用します。
- ・来場者に対し、公共交通機関や自転車・徒歩等での来場を呼び掛けます。

●外部への要請

- ・指定管理者等が管理する施設に対して、省エネルギーや省資源、廃棄物の発生抑制など、温室効果ガス排出削減のための行動を要請します。
- ・物品納入業者等へ、包装の簡素化、再生利用可能な物品の回収・リサイクルを要請します。
- ・日ごろから市民に対してホームページや SNS 等を通じて、外出の際の公共交通機関や自転車等の利用を呼び掛けます。

環境マネジメントによる取組

●施設・設備等の管理

- ・公共施設が率先して環境配慮型エネルギーを利用し、再生可能エネルギーや省エネルギーの取組を進め、地域の模範となる取組を進めます。
- ・定期的な運転管理、機器調整を実施し、効率的な設備稼働により、最大限の省エネルギー化に努めます。
- ・アセットマネジメント基本方針に沿って、施設の更新、改修等に合わせた適切な時期に再生可能エネルギー設備の導入、高効率機器への更新を進めます。
- ・省エネルギー型の OA 機器の導入を推進します。
- ・施設照明や避難誘導灯への LED 照明の導入に努めます。
- ・水銀灯や蛍光灯については、LED 照明への更新を計画的に進めます。
- ・公用車を導入・更新する場合は、電動車の導入に努めます。
- ・空調機器における代替フロンの充填回収等の作業時には、漏洩防止に努めます。
- ・グリーン電力等の環境負荷の低い電気の調達に努めます。
- ・カーボン・オフセットガスの導入など、排出権取引を活用し、環境負荷の低減に努めます。

●環境経営の推進

- ・各課のエコアップリーダー・エコアップ推進員をはじめとして、職員を対象とした研修会を実施します。
- ・「エコアップ通信」を配信し、職員への環境に関する情報の提供を行います。
- ・藤枝型新公共経営の取組の一環である「1人1改善運動」を活用し、省エネに繋がる取組を横展開することで省エネ意識の向上に努めます。

●環境関連法規の遵守

- ・本市の全ての事務事業を実施する際は、環境関連法規を遵守します。
- ・本市の事務事業に係る新たな環境関連法規が制定された際には、速やかに遵守に向けた対応を行います。

(2) グリーンプロジェクト

脱炭素社会に向けた取組

●地球温暖化対策の推進・普及啓発

- ・「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」の推進に取り組みます。
- ・市内の家庭に対して、再生可能エネルギー・省エネルギー設備等の導入支援を行います。
- ・市内の事業者に対して、エコアクション21の導入等支援を行います。
- ・市内の森林資源や省エネルギー設備をカーボンクレジットとして可視化・活用し、地域の排出削減を促進します。
- ・行政手続のオンライン化、簡略化により、資源使用量や移動に伴う二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減を図ります。
- ・事業者のデジタル化を支援し、地元産業における環境負荷の低減を図ります。
- ・市内における温室効果ガス排出量を算定し、排出状況を分野別・要因別に把握することで、重点的に対策を講じるべき分野や効果的な削減手法を明確化し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

●地球温暖化への適応の推進

- ・水防訓練の実施やマイ・タイムラインの作成支援を行い、災害に備えます。
- ・公共インフラにおいて、適切な維持管理を行い、災害に備えます。
- ・デジタル技術を活用した雨量・水位監視システムの充実強化を図ります。
- ・熱中症をはじめとする気候変動の影響を見据えた情報提供や予防対策を強化し、気候変動に強い地域づくりを推進します。
- ・光化学オキシダントが高濃度となりやすい期間に県と連携し監視体制を強化します。
- ・グリーンカーテンの普及啓発を推進します。

循環型社会に向けた取組

●資源循環の推進

- ・生ごみの適正処理と資源化を推進し、地域資源として利用する循環システムを推進します。特に、再生可能エネルギーの創出や有機性廃棄物の活用により、環境負荷の低減と経済的効果の両立を図ります。
- ・生ごみ処理機、ディスポーザの導入支援を行います。
- ・プラスチックの分別による資源循環を推進します。
- ・フードドライブを実施します。
- ・給食センターにおける残渣・残飯の堆肥化を実施します。

●ごみの減量、適正処理

- ・家庭から出るごみの分別回収を継続し、ごみの減量に努めます。
- ・ごみゼロ運動に合わせた一斉清掃の実施等を推進します。
- ・地元との協力により、不法投棄、散乱ごみの収集及び監視パトロールを行います。

自然共生社会に向けた取組

●緑化推進

- ・竹林伐採と植栽による林種転換の支援や市民参加による里山保全活動により、放置竹林の縮減に向けた取組を進めます。
- ・森林環境譲与税を活用した間伐支援や施業の集約化などにより、森林の多面的機能の維持を図ります。
- ・農地の流動化による耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策を通じ、農地の保全と地域農業の再生を支援します。
- ・「ふじえだ花回廊基本構想」に基づき、市民協働で花と緑のあるまちづくりを進めます。
- ・「藤枝市緑の基本計画」に基づき、公共施設のグリーンカーテンの設置や緑化木・花の種等の配布を通じて、緑視率を高め、快適で持続可能な都市景観を形成するとともに、公園・緑地の管理や、土地利用事業での緑地整備を推進します。

●環境保全

- ・大気や水質の保全に向けて、汚染物質や酸性雨、河川のBODや有害物質などの監視体制を強化し、事業所排水検査やダイオキシン類・有機フッ素化合物対策を推進します。
- ・公共下水道や農業集落排水、地域污水处理施設、合併処理浄化槽の適正な運用と維持管理に努めるとともに、単独処理から合併処理への切替の推進や浄化槽の適切な管理に関する啓発活動を行います。
- ・舗装打換工事による路面改良を推進します。
- ・河川海岸統一美化活動の推進や市民が行う河川の美化・清掃活動を支援します。
- ・農業用排水施設の機能向上による雨水調整と地下水かん養を強化、地下水採取の適正化に向けた事業を積極的に進めます。

●生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進

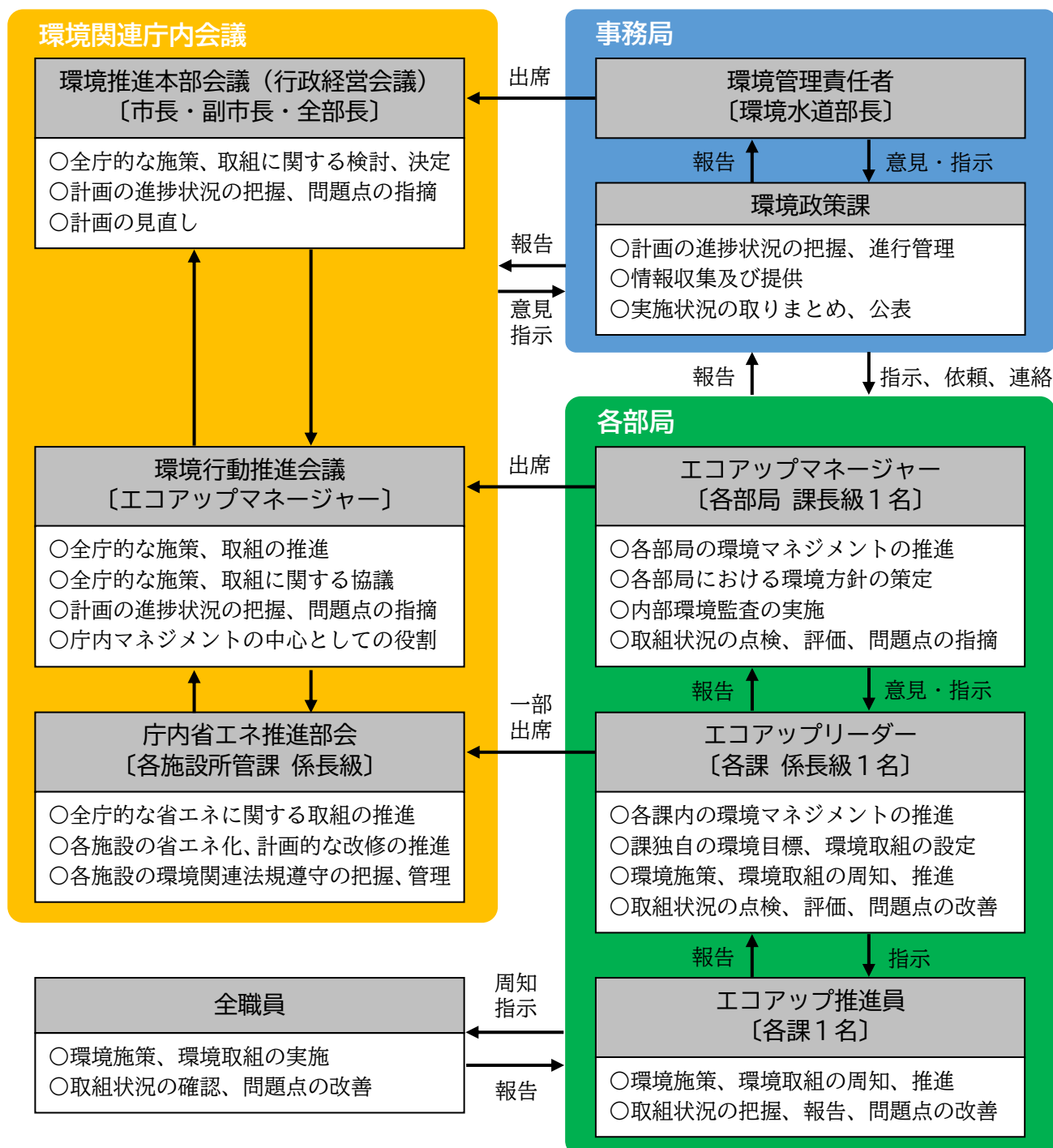
- ・自然共生の暮らしに向け、生物多様性の保全や動物愛護、自然環境とのふれあいを通じて、地域の魅力と暮らしの豊かさを高めます。
- ・「生物多様性ふじえだ戦略」に基づき、自然との共生に関する普及啓発や情報発信を進めるとともに、自然再興に資する取組を推進します。
- ・人と動物が共に暮らせる地域社会の形成を目指します。
- ・グリーン・ツーリズムの推進やハイキングコースの整備などを通じて、市民や観光客が自然に安らぎを感じられる環境づくりを進めます。
- ・環境に配慮した持続可能な有機農業を推進することで、「地球温暖化防止」や「生物多様性への貢献」に寄与します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、以下の推進体制で取り組みます。また、環境管理責任者のもと、本計画に基づく取組の実施状況の把握・評価に努め、今後の取組に活かします。

《 推進体制 》



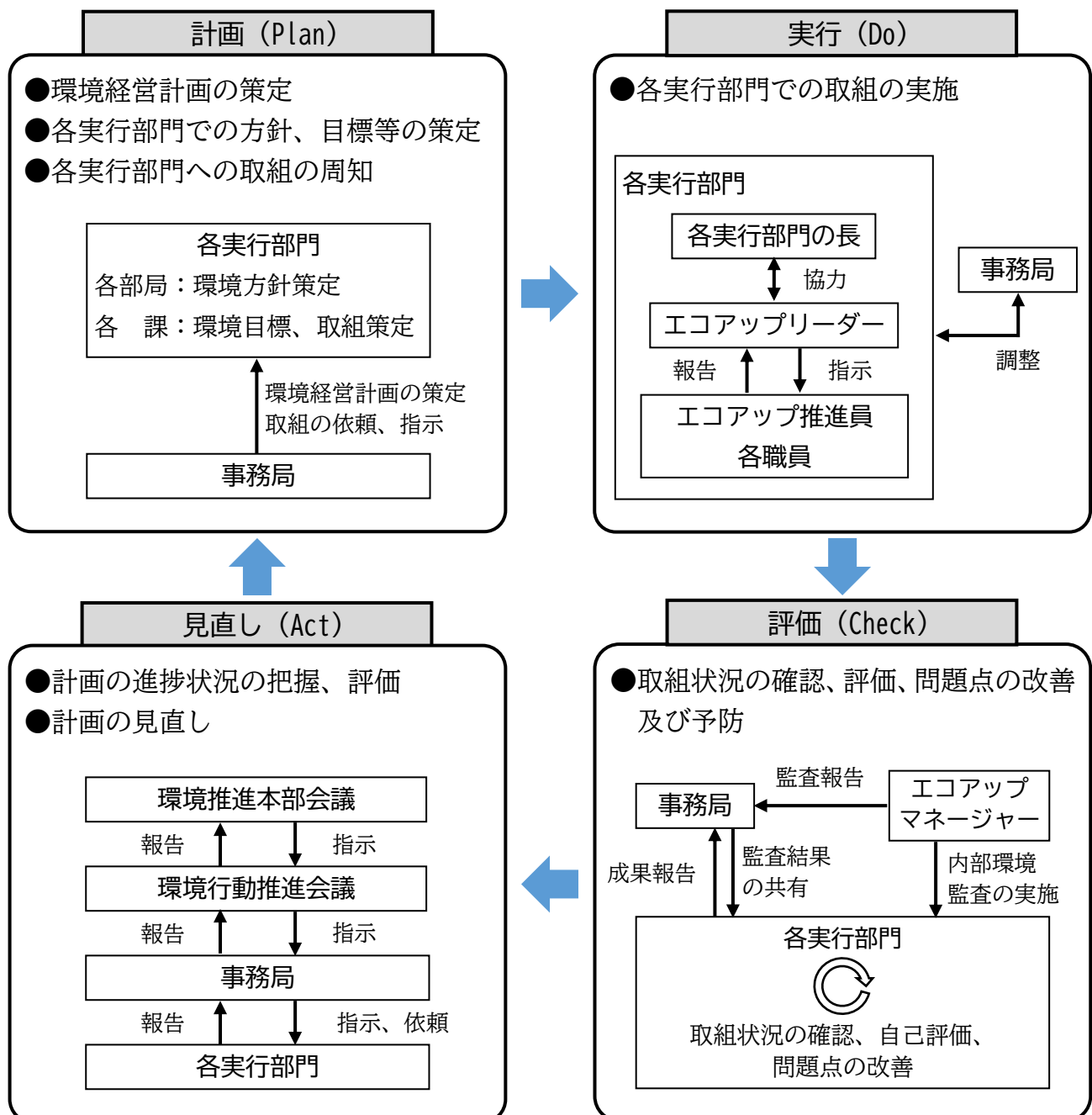
2 進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、計画を継続的に管理・改善します。この PDCA サイクルを用いた管理システムは、事務事業に伴う環境負荷の低減や取組の効率化等のメリットがあり、計画の継続的な推進を図ることができます。

また、毎年度、本市の事務事業全体における環境経営計画を策定するとともに、各部署の環境方針及び各課独自の環境目標、環境取組を定め、各実行部門の事務事業に応じた環境負荷の低減に取り組みます。

さらに、エコアクション21による環境マネジメントの考え方や仕組みを活用し、取組の点検・評価・改善を進めることで、環境負荷の低減と取組の継続的な改善を図り、エコアップ・エコオフィスプランの目標達成につなげます。

《PDCA サイクルによるマネジメント》



3 公表

本計画の目標達成に向けた取組状況及び進捗状況について、各実行部門からの報告を取りまとめ、毎年、環境審議会に報告後、公表します。

また、エコアクション21に基づき、「環境経営レポート」を作成し、庁内および庁外へ向けてホームページ等により公表するとともに、行政情報コーナーや図書館等に配架し、市内の事業者や市民の環境保全に向けた主体的な取組の促進を図ります。

藤枝市役所エコアップ・エコオフィスプラン
《第5期藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画後期計画
(事務事業編)》

令和8年10月発行
藤枝市 環境政策課